

身体拘束等の適正化のための指針

ひといろ株式会社
ワークサポートひといろ

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

ひといろ株式会社(以下当法人)では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止の意識を高め、身体拘束をしない支援・介護の実施に努める。

また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その必要性について組織的に検討した上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする

- ① 原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を禁止とする。
- ② 身体拘束等を許容する考え方ではない
- ③ 利用者様の人権を最優先する
- ④ やむを得ない場合、利用者・家族に説明を行い、身体拘束等を行う

2. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の基準、対応に関する基本方針

利用者の個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で、身体拘束を行わない支援・介護の提供をすることが原則である。

しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最小限の身体的拘束を行うことがある。

また、身体拘束を行う場合、個別支援計画等への記載及び本人・家族への十分な説明を行い、同意を得るとともに、必要な事項の記録及びモニタリングを徹底し、早期の身体拘束解除を目指す。

【緊急・やむを得ない場合の例外三原則】

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援・介護方法等がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

【緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応】

本人、他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、以下の手順を踏まえて行うこととする。

(1) 利用前

- ① 利用前の情報で、緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、委員会にて協議する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画に記載し、利用者及び家族に対し説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」に同意を得る。

(2) 利用時

- ① 利用中の経過から、緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、委員会において実施件数の確認と、身体拘束等をやむを得ず実施している場合(解除も含む)については協議検討し、議事録に残す。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画に記載し、利用者及び家族に対し説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」に同意を得る。

(3) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、身体拘束等発生時に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、その他必要な

事項を記録する。

- ② 委員会において協議し、継続、廃止の検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、記録する。
- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、家族に解除について説明し、同意を得る。

(4) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行う時は、職員同士で協議し、本人に説明、同意を得る。
- ② 身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除し、利用者、家族に報告する。家族への説明は翌日までに行い、同意を得る。
- ③ 緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後は委員会において協議する。

(例)○自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合(身体を抑える拘束)

○屋内・屋外移動時の事故等からの危険回避、パニック、発作時等(身体を抑える拘束)

○クールダウンの為の個室静養時(個室閉鎖的な拘束)

<参考>介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

3. 身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

(1) 身体拘束等を行う必要性を生じさせないための、日常的な取組。

- ① 利用者が主体的に行動し、尊厳ある生活を送れるよう支援する。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全確保を理由として、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げない。
- ⑤ 万が一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と安直に考えて、身体拘束につながる恐れのある行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

(2) 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(管理者)

- ① 身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者
- ② 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の統括管理
- ③ 支援現場における諸課題の統括管理
- ④ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(サービス管理責任者)

- ① 家族、相談支援専門員との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 施設のハード・ソフト面の改善
- ④ 記録の整備

(職員)

- ① 身体拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障がい等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し、基本的ケアに努める。
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる。
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する。

4. 虐待防止・身体拘束等の適正化に向けた体制

(1) 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束等の適正化に取り組むため、虐待防止・身体拘束等適正化委員会(以下、委員会という)を設置する。その結果について、職員に周知徹底を図る。

① 設置目的

- 1. 事業所内での虐待・身体拘束等に向けての現状把握及び改善についての検討
- 2. 虐待・身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続
- 3. 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- 4. 虐待・身体拘束等廃止に関する全職員への指導

② 委員会の構成員

同委員会の設置は、事業所全職員で構成する。

また、必要に応じて、第三者の助言と参加を求められることとする。

- ③ 委員会は虐待防止委員会と一体的に運営する。
- ④ 委員会は年1回以上開催し、必要時には随時開催する。

原則、虐待防止委員会との同時開催とする(個別開催も可)。

(2) 委員会の実施内容

- ① 虐待の未然防止のために、虐待防止・身体拘束等禁止マニュアル等を確認し、必要に応じて見直す。
- ② 虐待防止チェックリストを活用し、虐待・身体拘束等と考えられる具体例を検討する。
- ③ 虐待・身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ④ 虐待・身体拘束等について報告するための様式を整備する
- ⑤ 職員は、虐待・身体拘束等が発生した場合、その状況、背景等を記録し、報告する。
- ⑥ 委員会にて、虐待・身体拘束等の発生時の原因等を分析し、発生原因や結果をとりまとめ、適正性の検証と再発防止・適正化策を検討する。
- ⑦ 報告された事例及び分析結果を、職員に周知徹底する
- ⑧ 再発防止・適正化策を講じた後に、その効果について検証する。
- ⑨ 会議記録を供覧し、職員に周知するとともに、身体拘束の弊害について全職員が認識し、問題意識を共有するよう、意識啓発のための活動を行う。

5. 身体拘束等適正化のための職員教育、研修に関する基本方針

- (1) 身体拘束等の適正化のための研修は、全ての職員に対して、基礎的内容の知識の普及・啓発を図ることを目的に実施する。虐待防止研修の中に身体拘束等の適正化の内容を盛り込んだ研修を以下の通り実施する。
 - ・新規採用時は、新任者のための虐待・身体拘束等廃止、適正化研修を行う。
 - ・定期的な研修を年1回以上行う。その他必要な教育・研修の実施。
- (2) 研修内容は委員会で検討するものとし、法改正等を踏まえて、必要に応じて内容を変更する。また、研修は内部研修・外部研修を問わない。
- (3) 上記教育、研修の実施内容については記録を残す。

6. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

虐待・身体拘束等が必要となる事案が発生した場合は、その全件を管理者に報告する。また、即時に委員会に招集し、報告・検討をする。

7. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。

制定日 令和 04 年 04 月 01 日

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- あなたの状態が下記の①②③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- 本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	<ul style="list-style-type: none">本人の情緒が不安定な時に、物を投げる等その他危険行為により、他者が危険にさらされる可能性がある時。本人の情緒が不安定な時に、クールダウンのため、安定するまで個室で休憩をする。施設内、施設外の移動時の事故防止のため。
身体拘束の方法 場所、行為(部位・内容)	<ul style="list-style-type: none">上記の行動の抑止のため、手、腕を掴む、上半身を前後から抑える
拘束の時間帯及び時間	<ul style="list-style-type: none">上記の行動が見られた時から安定するまでの間
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除予定	月　　日　　時から　　月　　日　　時まで

上記のとおり実施いたします。

令和　　年　　月　　日

ひといろ株式会社

代表取締役 板倉 一輝 印

記録者 印

(利用者・家族の記入欄) 上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和　　年　　月　　日 本人 氏名 印

家族 氏名 印
(本人との続柄)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス 参加者名	記録者 サイン